

統計調査等業務最適化推進協議会について

- 1 統計調査等業務の業務・システム最適化計画（2006年（平成18年）3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき整備する政府統計共同利用システムの運営に係る重要事項を審議し、統計調査等業務の業務・システムの最適化を推進するため、統計調査等業務最適化推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。
- 2 協議会の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認める場合は、政府統計共同利用システムの運用管理機関の職員及びその他の者をオブザーバーとして出席させることができる。
 - 議長 総務省統計局統計情報システム管理官
 - 副議長 総務省政策統括官付統計企画管理官
 - 構成員 内閣官房内閣人事局内閣参事官
人事院事務総局総務課長
内閣府大臣官房企画調整課長
宮内庁長官官房秘書課長
公正取引委員会事務総局経済取引局総務課長
警察庁情報通信局情報管理課長
金融庁総務企画局企画課長
消費者庁総務課長
総務省統計局統計調査部調査企画課長
法務省大臣官房司法法制部司法法制課長
外務省大臣官房総務課長
財務省大臣官房総合政策課長
文部科学省生涯学習政策局政策課長
厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）付参事官（企画調整担当）
農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官
経済産業省大臣官房調査統計グループ参事官
国土交通省総合政策局情報政策本部情報政策課長
環境省総合環境政策局環境計画課長
防衛省大臣官房企画評価課長
その他政府統計共同利用システムの利用機関を代表する職員
- 3 協議会の庶務は、総務省政策統括官付統計企画管理官の協力を得て、総務省統計局統計情報システム管理官において処理する。
- 4 前各項に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において定める。